平成 21 年５月 20 日

各　位

会 社 名　株式会社アシックス
代表者名　代表取締役社長　尾山　基
（コード番号 7936 東証一部・大証一部）
問合せ先　取締役・管理統括部長　佐野俊之
TEL（078）303－2213

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年５月 20 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」を平成 21 年６月 19 日開催予定の第 55 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）が、平成 21 年１月５日に施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第６条の株券を発行する旨の規定、第８条第２項の単元未満株券不発行に関する規定、第９条の実質株主および第 10 条の実質株主名簿に係る規定が不要になりますので、これらの規定を削除するものであります。

（２）単元未満株式を保有する株主の便宜を図るために、第９条に単元未満株式の買増し請求に関する規定を新設し、これに伴い、単元未満株式についての権利を規定する第８条に第４項を新設するものであります。

（３）平成 22 年１月６日をもって失効する現行定款第 11 条第３項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則を新設するものであります。

（４）株券電子化に対応するため、株式取扱規程に関する現行定款第 12 条を一部変更するものであります。

（５）上記のほか、条項の繰り上げ等の所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第５条　（条文省略）	第１条～第５条　（現行どおり）
（株券の発行） 第６条　当会社は、株式に係る株券を発行する。	（削　除）
（自己の株式取得） 第７条　（条文省略）	（自己の株式取得） 第６条　（現行どおり）
（単元株式数および単元未満株券の不発行） 第８条　当会社の単元株式数は、1,000 株とする。 ②　当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。	（単元株式数） 第７条　（現行どおり） （削　除）
（単元未満株式についての権利） 第９条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	（単元未満株式についての権利） 第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
（新　設）	（４）次条に定める請求をする権利
（新　設）	（単元未満株式の買増し） 第９条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（基準日） 第 10 条　当会社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ②前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	（基準日） 第 10 条　当会社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ②　　（現行どおり）
（株主名簿管理人） 第 11 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当会社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第 11 条　　（現行どおり） ②　　（現行どおり） ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（株式取扱規程） 第 12 条　当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第 12 条　当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第 13 条～第 45 条　（条文省略）	第 13 条～第 45 条　　（現行どおり）
（新　設）	附則 第１条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（新　設）	第２条 前条および本条は、平成 22 年１月５日までを有効とし、平成 22 年１月６日をもって前条および本条を削除するものとする。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成 21 年６月 19 日（予定）
定款変更の効力発生日　　平成 21 年６月 19 日（予定）

以上